

[足場の組立て等作業主任者能力向上教育カリキュラム]

<対象者>

『足場の組立て等作業主任者技能講習』を修了した者

<根拠法令>

労働安全衛生法第19条の2第2項及び基安発0209第2号

<カリキュラム> 午前9時開講

講習 内容	1. 現状の 足場・部材等 及びそれらの 管理	1. 0時間
	2. 足場の 組み立て等の 安全施工と保 守管理	4. 0時間
	3. 災害事 例及び関係法 令	2. 0時間
	合計	7. 0時間